

旭川市個人情報保護条例の改正箇所（令和4年3月25日旭川市条例第9号）

改正後	改正前	備考
<p>(定義) 第2条 (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体 (国, 独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。), 地方公共団体, 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>	<p>(定義) 第2条 (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体 (国, 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。), 地方公共団体, 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>	<p>デジタル社会形成整備法制定に伴う独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止によるもの(令和4年4月1日施行)</p>
<p>第12条 (3) ウ 公務員等(個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に関するもののうち, 当該公務員等の職, 氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p>	<p>第12条 (3) ウ 公務員等(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に関するもののうち, 当該公務員等の職, 氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p>	<p>デジタル社会形成整備法制定に伴う行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止によるもの(令和4年4月1日施行)</p>
<p>第23条の2 実施機関は, 訂正等をする旨の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において, 必要があると認めるときは, <u>内閣総理大臣<sup>①</sup>及び番号法第19条第8号<sup>②</sup></u>に規</p>	<p>第23条の2 実施機関は, 訂正等をする旨の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において, 必要があると認めるときは, <u>総務大臣<sup>①</sup>及び番号法第19条第7号<sup>②</sup></u>に規定す</p>	<p>①デジタル庁設置法制定に伴う番号法の一部改正により, 情報提供等記録を訂正したときの通知先について, 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理者が総務大臣から内閣総理大臣に改め</p>

改正後	改正前	備考
<p>定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（適用除外等）</p> <p>第39条</p> <p>（1） <u>統計法（平成19年法律第53号）第52条各号（第2号を除く。）に掲げる個人情報</u></p> <p>附 則（令和4年3月25日条例第9号）</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、<u>第23条の2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 この条例による改正後の旭川市個人情報保護条例第23条の2の規定は令和3年9月1日から適用する。</p>	<p>る情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（適用除外等）</p> <p>第39条</p> <p>（1） <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</u></p>	<p>られたことによるもの</p> <p>②デジタル社会形成整備法第55条の規定に伴う番号法の一部改正により、番号法第19条各号で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供の例外を定めているうち、第4号として従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供に係る規定が追加されたため、同条第4号から第16号までが一号ずつ繰り下げられたことによるもの</p> <p>（公布の日に施行し、デジタル社会形成整備法及びデジタル庁設置法が施行された令和3年9月1日に適用）</p> <p>デジタル社会形成整備法制定に伴う統計法の改正により、条例の適用除外とする個人情報の引用条項が変更されたことによるもの（令和4年4月1日施行）</p>